

令和 4年 2月 15日

保護者様

東平野幼稚園

新型コロナに関する注意喚起について②

2月14日付でご案内いたしました通り在園児の新型コロナ陽性者が出ておりますが、2件目の陽性者が確認されましたのでご報告いたします。

下記のア) オミクロン株緊急対応の新基準に照らし合わせまして、調査および報告の結果、

- ・ 1例目と2例目の関連は確認されず
- ・ 2例目の濃厚接触者、該当なし (ア、新基準および接触状況 参照)

となります。よって、**通常保育**となります。(ア、基本的な休・開園の考え方 参照)

※ただし、状況の変化(保育体制に支障が出る場合、クラスター等が疑われる場合など)によっては、突然の休園(学年/学級閉鎖含む)の緊急対応をとる場合があります。

今後の当園の対応としましては、緊急かつ必要性の高い事例をのぞきまして、感染者状況や新規発生に関する逐一の情報開示は差し控えます。例: 3例目/4例目発生などの逐一、都度の報告はいたしません

ア) オミクロン株緊急対応に基づき、新規陽性者が発生し濃厚接触者が確認された場合には、該当者にその旨お伝えする対応となります。

よろしくお願いたします。

ア) オミクロン株緊急対応(令和4年2月9日~適用)

(濃厚接触者の新基準)

陽性者の症状あり	症状が出た日の2日前から
症状なし	検体を採取日の2日前から

(接触状況)

・陽性者のクラスが1~2歳児クラス

- 同じ保育室・空間で陽性者の児童とおもちゃを共有してすごしていた児童(合同保育含む)
- 同じ空間で、長時間、抱っこやおむつ介助、食事、おやつのお介助など接触が濃厚であった職員

・陽性者のクラスが3~5歳児クラス

- ①陽性者が**マスクなしで、感染予防策**(室内換気や向かい合わない、飲食時のパーティションなど)が**ない状態**で、手で触れる距離(目安として**1M**)で、陽性者と**15分以上、食事を共にした職員や児童**がいる
- ②送迎バスなど、狭く換気の不十分な空間で長時間一緒にいた職員・児童がいる
- ③同じ園に通っているきょうだい

(基本的な休・開園の考え方)

保育体制に支障がなければ、児童の陽性者数に関わらず保育を継続(開園)すること
=速やかに濃厚接触者を特定し、社会機能を維持するためにできる限り開園を基本とした対応
※土日等、判断が難しい場合、特例的に翌開園日のみ臨時休園することは可能

イ) 陽性者の療養解除基準および濃厚接触者の待期間 (令和4年1月28日～適用)

【 無症状の陽性者 】

検体採取日 (検査日) から「7日間」を経過し、発症がない場合には、8日目に療養解除を可能とする。但し、10日間を経過するまでは検温を実施する等自主的な健康観察を行い、高リスクの場所や会食等は避け、マスク着用する等感染症対策を行うこと。

※療養期間中に有症状になった場合の療養期間は、症状発現日を0日として、10日間とする

【 濃厚接触者 】

陽性者との最終接触日から「7日間」、8日目に解除する。

但し、10日間を経過するまでは検温を実施する等自主的な健康観察を行い、高リスクの場所や会食等は避け、マスク着用する等感染症対策を行うこと。

ウ) 参考資料

・新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の検査について (令和4年1月26日付通知)

学校園での調査においては、無症状の濃厚接触者の検査は原則実施しない

・「みなし陽性」の取り扱い

- 同居家族に陽性者がおり、園児または職員が発症して医療機関を受診し、医師が「みなし陽性」と診断した場合は、保健所に「疑似症の届出」を出すことになっているため、陽性としての取扱いになります。
- 無症状の場合は濃厚接触者の取扱いとなり、7日間の自宅待機となります。

・感染症対策 (令和4年2月3日付通知)

- －マスクの着用
- －手洗い、手指消毒の実施
- －物資等の共用を避ける
- －消毒等の実施

・SARS-CoV-2の変異株 B.1.1.529 系統 (オミクロン株) の発症間隔の推定: 暫定報告 (令和4年1月31日)

国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10952-b11529-si.html>

抜粋)

実地的疫学調査を用いたオミクロン株症例の発症間隔の中央値は2.6日 (95%信頼区間(CI): 2.2-3.1)であった (図1)。発症間隔の95%は0.7日 (95%CI: 0.4-1.2) から4.9日 (95%CI: 4.1-5.8) の間であった。99%が5.4日 (95%CI: 4.4-6.4) 以内であった。